

基盤的研究・人材育成拠点整備のための分科会の設置について

平成 24 年 2 月 6 日
文部科学省科学技術・学術政策局

1. 目的

基盤的研究・人材育成拠点整備事業における公募の審査を経て、拠点が決定されたことを踏まえ、各拠点の役割や拠点間連携の仕組みに関する具体的な検討を行うために、科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会（以下、「推進委員会」という。）の下に、拠点の代表者、推進委員会主査が指名する者により構成される「基盤的研究・人材育成拠点整備のための分科会」（以下、「整備分科会」という。）を設置する。

2. 整備分科会の役割及び検討事項

整備分科会においては、以下の諸点について検討を行い、その結果を推進委員会に報告する。

- 各拠点の役割分担について
- 拠点間共同プログラムとして検討すべき事項について
- 拠点以外の関係機関との連携・協力の在り方について

3. 構成員等

整備分科会の構成員及びオブザーバーは、次の通りとする。整備分科会は、推進委員会の主査と総合拠点の構想責任者が共同主査を務めることとする。構成員の所属機関の関係者はオブザーバーにより出席することが出来るほか、拠点の構成員が出席できない場合は代理を立てることが出来る。

【構成員】

推進委員会主査

拠点の構想責任者及び副構想責任者

文部科学省科学技術・学術政策局計画官及び政策科学推進室長

【オブザーバー】

推進委員会委員（主査を除く）

科学技術政策研究所、（独）科学技術振興機構・研究開発戦略センター及び（独）

科学技術振興機構・社会技術研究開発センターの担当者

4. その他

- 会議の議事は、各大学の利害に絡む内容を取り扱うため非公開とする。
- 整備分科会の庶務は、科学技術・学術政策局計画官付が処理する。